

農地渇水・高温対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 近年猛暑や少雨などの異常気象が頻発しており、農業経営に支障が生じていることから、園芸生産者等が取り組む渇水・高温対策に必要な設備等（以下「設備等」という。）の導入に係る経費を補助し、気象に影響されることなく収量・品質を確保できる農産物の生産体制構築を支援する。

2 農地渇水・高温対策支援事業（以下「本事業」という。）による取組は、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

(交付対象者及び交付要件等)

第2条 交付対象者、交付要件、補助対象経費、補助対象外経費及び補助率等については、別表1に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請の様式等)

第3条 要綱第3条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 福島市農業振興事業（農地渇水・高温対策支援事業）補助金交付申請に係る同意書（様式A）
- (2) 見積書
- (3) 施工図又は設備等の配置図（水源確保（井戸掘削）のみの場合を除く）
- (4) 本事業実施年度の前年度の市税の納税証明書
- (5) ほ場等の所在を示す位置図
- (6) 消費税の本則課税事業者、簡易課税事業者又は免税事業者の別が分かる書類
- (7) 販売農業者であることを証する書類

(申請期間)

第4条 規則第4条に規定する本事業の補助金等の交付申請の期間は、本事業実施年度の4月1日から6月30日までの間で別に定める期間とする。

2 前項の期間終了後、規則第5条に規定する補助金等の交付決定を行い、予算に余剰が生じた場合は、随時、第2条に規定する交付要件等を満たす者から補助金等の交付申請を受け付けるものとする。

(事業審査)

第5条 前条第1項の期間に複数の者から補助金等の交付申請があり、予算の範囲を超えると判断した場合、農政部長は別表2の審査基準に基づき審査し、優先順位を付して上位の者から採択するものとする。

2 前項による審査の結果、優先順位下位の複数の者の点数が同数となった場合、次の各号の順に上位の者を採択するものとする。

- (1) 別表2の審査項目で加点した項目数の多い者
- (2) 経営耕地面積が大きい者

(経費の配分の変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合において、経費の増額が認められるのは、別表1の補助対象経費の内、水源確保(井戸掘削)費用で掘削深度の延伸に要する費用とする。

(関係条例に基づく届出)

第7条 本事業の実施にあたり、次の各号に該当する場合は、関係条例に基づき届け出なければならない。

- (1) 吐出口の断面積が21 cm^2 以上の揚水施設を設置する場合は、「福島県生活環境の保全等に関する条例(平成30年12月25日条例第84号)」に基づき、市長に届け出ること。
- (2) 1日あたり30 m^3 以上の地下水を採取する場合は、「福島市地下水保全条例(昭和48年12月21日条例第60号)」に基づき、市長に届け出ること。

(その他)

第8条 この要領に定めることのほか本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 交付対象者及び交付要件等

交 付 対 象 者	福島市内に住民登録を有する販売農業者
交 付 要 件	次の要件をいずれも満たすこと。 (1) 納税義務を果たしていること (2) 福島市内のほ場に設置される場合であること (3) 国、県及び農業者団体等の施策等と重複申請でないこと
補助対象経費	(1) 渇水・高温対策が期待できる設備等の導入費用 例：自動灌水装置、灌水同時施肥装置、細霧冷房装置等 (2) 水源確保（井戸掘削）費用及び水質検査費用 (3) 上記設備等の設置費用及び設備等の稼働に要する電気引込工事費用等
補助対象外経費	(1) 水源確保（井戸掘削）費用のうち、事前調査及び試掘に要した費用 (2) 掘削した井戸の水量や水質が、水源としての役割を果たすことができない場合の掘削等に要した費用 (3) 上記のほか、補助対象経費として認められない費用
補助率・上限額	補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を上限額とする。
備 考	本事業実施年度における補助は、1経営体に対し1回のみとする。

(別表2) 審査基準

No.	審査項目	採点基準	点数
1	本事業実施年度における他の農業振興事業補助金の活用状況	活用していない	1
2	所得税の青色申告の状況	青色申告を行っている	2
3	農業経営におけるリスク管理の状況	収入保険に加入している	3
		果樹共済又は園芸施設共済に加入している	2
		農業版BCP「事業継続計画」を策定している(※1)	1
4	申請者の属性	認定農業者又は新規認定就農者	1
5	受益地における生産利用の継続性	継続性あり(※2)	1
6	導入設備等の設置区分	新設	2
		更新	1
7	受益地における作付け品目	地域振興作物である(※3)	1
8	第三者認証GAPの取得状況	取得している	3
9	経営面積の拡大状況(経営地面積に占める借入地面積の割合)	70%以上	3
		50%以上	2
		30%以上	1
10	所有地における遊休農地の状況	遊休農地なし	1

※1 農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。

※2 生産利用の継続性とは、申請者または後継者が45歳未満であることを言う。

※3 地域振興作物に該当する品目とは、イチゴ、キュウリ、トマト、ニラ、ブロッコリー、モモ、ナシ、リンゴ、ブドウ、オウトウとする。

様式A

福島市農業振興事業（農地渇水・高温対策支援事業）補助金
交付申請に係る同意書

令和 年 月 日

福 島 市 長 様

住 所 福島市

氏 名

福島市農業振興事業（農地渇水・高温対策支援事業）補助金の交付申請にあたり、農地渇水・高温対策支援事業（以下「本事業」という。）実施要領等の規定を順守するとともに、下記事項に同意します。

記

- ☐ 本事業で整備した渇水・高温対策に必要な設備等（以下「設備等」という。）については、善良な管理のもと農産物の品質向上を図るため使用します。
- ☐ 設備等の設置にあたり、国、県又はふくしま未来農業協同組合等の農業者団体の補助事業と重複申請しません。重複申請した場合は、福島市補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第9条の規定により、補助事業等変更（中止・廃止）申請書を市長に提出します。
- ☐ 本事業で整備した設備等については、農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する財産の処分制限の期間、他の目的に使用し、譲渡し、処分し、交換し、貸しつけ、又は担保に供したりしません。
- ☐ 本事業で整備した設備等を対象とする農業保険等に参加します。
- ☐ 規則、要綱及び本事業実施要領に定める事項を順守し、必要書類等については遅滞なく提出します。